



## 【フラット35】地域連携型

- 函館市まちなか住宅建築取得費補助金
- 景観形成住宅等建築奨励金
- 函館市空家等改修支援補助金（移住者向け）のいずれかの補助事業を利用する場合、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利を引下げ！

- 函館市まちなか住宅建築取得費補助金
- 景観形成住宅等建築奨励金

の場合

【フラット35】地域連携型 (地域活性化)  
が適用



当初 5 年間 年 ▲0.25%

- 函館市空家等改修支援補助金（移住者向け）

の場合

【フラット35】地域連携型 (空き家対策)  
が適用



当初 5 年間 年 ▲0.5%

【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】子育てプラス 等の他の金利引下げメニューと併用することで、上記金利から更に金利引下げとなります。

### 補助制度に関するお問い合わせ



函館市

【函館市まちなか住宅建築取得費補助金】  
都市建設部 都市計画課 0138-21-3360



【景観形成住宅等建築奨励金】  
都市建設部 まちづくり景観課 0138-21-3388



【函館市空家等改修支援補助金（移住者向け）】  
都市建設部 都市整備課 0138-21-3358



業務時間 8:45~17:30  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

函館市 補助金

検索

### 【フラット35】に関するお問い合わせ



住まいのしあわせを、とものつくる。  
住宅金融支援機構

北海道支店 地域連携グループ  
011-261-8306

営業時間：9:00~17:00  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

フラット35 地域連携

検索



# 【フラット35】地域連携型と連携している 函館市の補助事業

## 函館市まちなか住宅建築取得費補助金

### 補助対象者

補助対象区域内において新たに住宅と敷地を取得し、居住する方

### 補助金額

補助対象経費（住宅と敷地を新築または購入により取得するための費用）の2分の1の額

上限 **200万円**

## 景観形成住宅等建築奨励金

### 補助対象者

西部地区都市景観形成地域において建物を新築または購入する方、既存建物を改修する方  
※函館らしい歴史的な景観に配慮した建物にさせていただきます

### 補助金額

新築・購入の場合 → 和洋折衷様式  
改修の場合 → 和風様式、洋風様式、和洋折衷様式、防火造町家様式

区分	様式	補助対象	補助率	上限額
新築・購入	和洋折衷様式	外観にかかる費用	40%	200万円
		外壁にかかる費用		80万円
改修	全ての様式	窓にかかる費用	40%	60万円
		分節等にかかる費用		60万円

### 【フラット35】地域連携型を利用する場合

住宅の新築または購入のために利用する場合に限り  
ます。

## 函館市空家等改修支援補助金

### 補助対象者

函館市に移住し定住を確約できる方  
・現在函館市外に継続して3年以上居住している方  
・函館市民になって3年未満の方 等

### 補助金額

補助対象空家の改修工事に係る費用の3分の2の額

上限 **200万円**

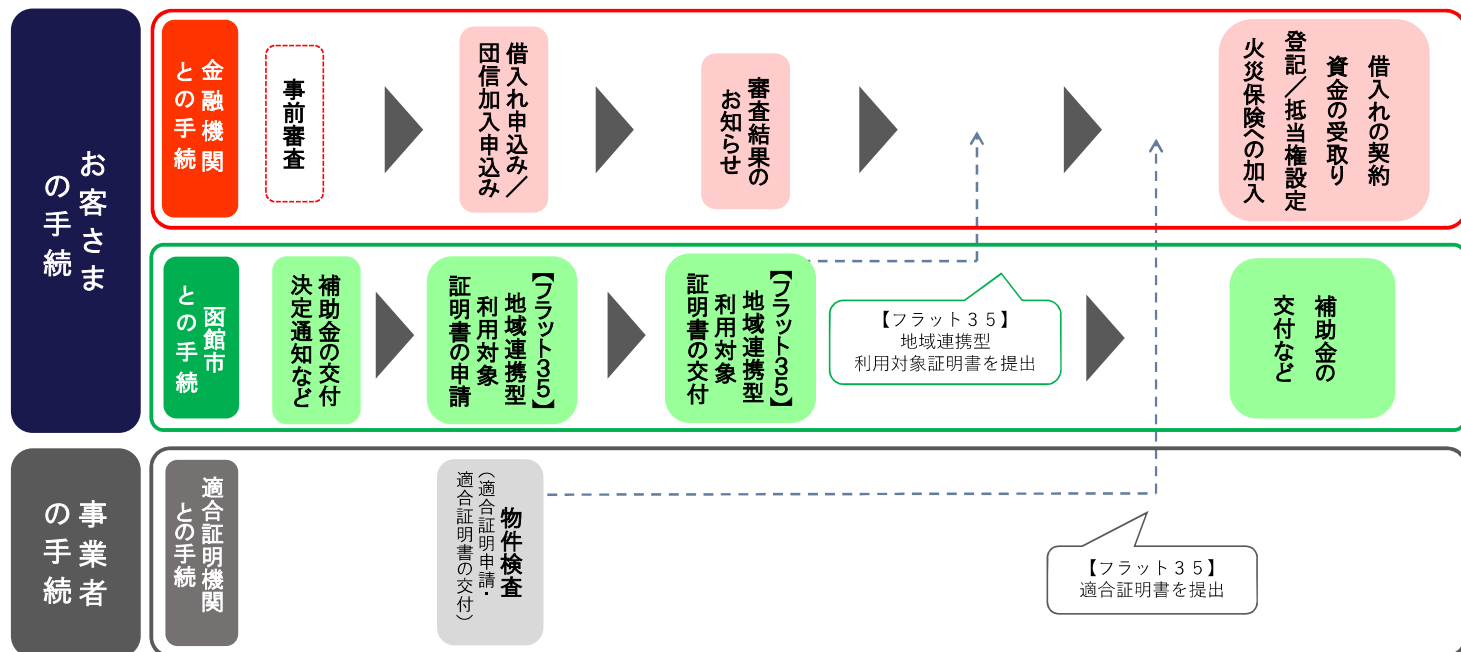
### 【フラット35】地域連携型を利用する場合

中古住宅の取得と併せてリフォーム（改修）工事を行う融資制度【フラット35】リノベを利用する必要があります。

※補助金の詳細は函館市のホームページをご覧ください

## 【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】地域連携型、【フラット35】Sおよび【フラット35】リノベは、借換融資および第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】地域連携型、【フラット35】Sおよび【フラット35】リノベには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。